

病床数適正化支援事業関係 質疑応答

(質問)

意向調査で回答した削減病床数から、その後、実際に削減する病床数を減らすことは可能か。

(回答)

例えば 10 床で回答いただいた場合は、11 床以上で給付金を申請することはできないが、9 床以下にすることは可能。また、内示が 8 床となった場合に、実際に削減するのは 7 床以下とすることも可能と考えている。

なお、県の通知でも書いたが、本県への配分額を可能な限り増やすために、意向調査では現時点で想定される最大の病床数で回答いただきたいと考えている。ただし、各医療機関への内示数よりも実際の削減病床数が大幅に減少すると、今後国から支援を受けるときに、神奈川県は届け出の不具合があったとペナルティを受けることも想定される。意向調査では最大値を書いていただきたいが、過大な病床数で回答することは避けていただきたい。

(質問)

いわゆる先着順ではなく、一定基準で検討していくとのことだが、この一定基準の具体的な内容はこれから検討ということか。それとも現時点で何か指針があれば教えていただきたい。

(質問)

あくまで今の想定だが、国の調査内容の中に、過去 3 年間の累積赤字というのを記載していただくようになっているので、そこから類推すると、過去 3 年の 1 床当たりの累積赤字額で比較したり、民間病院か否か、意向調査で回答した削減病床数がどうなっているのかを比較しながら、配分を考えていくということになるのではないかと想定している。

なお、国がすべての医療機関の削減病床について内示をしてくるのか、本県への配分額の総額だけを示した上で、個々の医療機関の内示は県で考えてくださいということになるのか、現時点では不明。現時点でわかっていることは、基準単価の約 400 万円自体を減額することはないと国は示しているので、意向調査での回答を 10 床で回答したとしても、本県への配分額によっては、例えば 5 床で内示するなど、個々の医療機関への内示を病床数で調整することも想定される。

(質問)

意向調査では過去 3 年間の経常収支の質問があるが、この 3 年間だけの累積

赤字を考慮するということになるのか。この３年間の経常収支がよければ、選ばれないということも想定されるか。

(回答)

今後、意向調査に回答した医療機関に内示する病床数を調整するに当たり、令和４年度から令和６年度の経常収支の状況等を踏まえて調整することも想定しています。

なお、今回の意向調査は厚生労働省の依頼を踏まえて県が実施するものですが、県から厚生労働省に回答する様式では、令和４年度から令和６年度の経常収支を回答するものとなっていることから、令和３年度以前に遡ることは、現時点では想定していません。